

食品添加物表示制度に関する検討会
第２回議事録

消費者庁食品表示企画課

第2回食品添加物表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：令和元年5月30日（木）14:59～17:04

場 所：中央合同庁舎第4号館 共用408会議室

1．開 会

2．消費者団体からのヒアリング

3．その他

4．閉 会

○西島座長 時間になりましたので、第2回「食品添加物表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本日の出席状況ですが、御欠席なしとなっております。

カメラをお持ちの方は、傍聴登録済みの場合は、傍聴席へお移りいただきますよう、お願い申し上げます。報道関係者の方はいらっしゃらないですね。では、結構です。

では、事務局から、本日お配りしている資料の確認をお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 では、事務局より資料の確認をさせていただきます。

前回に引き続きまして、本日の検討会資料は情報共有の円滑化や文書事務の効率化の観点から、事前に消費者庁ウェブサイトに掲載しており、傍聴者の皆様には会場で資料をお配りしておりません。一方、現時点では、本会議の進行をペーパーレスで行う設備が完全には整っておりませんので、委員及びヒアリング対象者の皆様へは資料をお配りして進めさせていただきます。御理解、御協力のほど、どうかよろしくお願いします。

本日の資料ですけれども、議事次第、座席表、両面印刷のもので委員の構成名簿と今回のヒアリング対象者の5名の皆様の名簿です。資料の1から5が、本日ヒアリングにお越しいただいた皆様から御提出いただいた説明資料となっております。それから、武石委員からの提出資料もありますので、以上申し上げたものが今回の資料となっております。

委員及びヒアリング対象者の皆様におかれましては、資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局までお申し付けください。

それから、お配りした資料のほかに、委員及びヒアリング対象者様の机上におきましては、犬伏様、神山様から御提供いただきました資料のほか、事務局から食品添加物表示に関する食品表示基準の法的根拠と食品添加物のリスト等をまとめたものを配付させていただいております。意見聴取や今後の検討に当たり、適宜御参照いただきたくお願いします。

なお、犬伏様、神山様から御提供いただきました資料も含めまして、いずれもお持ち帰りいただいて差し支えありません。

また、本日もこの検討会に厚生労働省の医薬・生活衛生局食品基準審査課から安増様にオブザーバーとして、お越しいただいております。

それでは、これからの進行は西島座長をお願いいたします。

○西島座長 まず、おわびから。私は先週からちょっと鼻風邪を引きまして、医者に行ってインフルエンザではないことを確認しまして、本日出てきておりますので、お聞き苦しいこともあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

本日の第2回と第3回の検討会は、議論というよりは第4回の検討会において、委員が具体的論点を設定する際の参考になるような御意見をヒアリング対象者の皆様から聴取させていただく場となります。

本日は消費者団体からヒアリングを行います。5名の方にお出でいただいております。この5名の方は消費者系委員から御推薦をいただいた方を、座長である私と事務局において、様々な御意見をいただける団体という視点で選定させていただきました。

ヒアリングの進め方ですが、まず5名の方から食品添加物表示に関する御意見・御要望と、どうしてそのように考えるかという理由を中心にお話をいただきます。公平性の観点からお一人15分、時間厳守でお願いいたします。その後、委員の皆様からの質問時間を5分とりたいと思っております。5人のヒアリングが終了した後、全体的な質問時間を少しの時間ですが設けておりまして、武石委員から提出資料について、簡潔に御説明をお願いいたします。以上が本日の流れとなります。

続きまして、本日お話しいただく5名の方を御紹介させていただきます。

向かって左から、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会理事の藤田ほのみ様。

食のコミュニケーション円卓会議代表の市川まりこ様。

食品表示を考える市民ネットワーク代表の神山美智子様。

日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長の二村睦子様。

一般財団法人消費科学センター理事の犬伏由利子様。

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、ヒアリングに関して事務局から何かありましたらお願いします。

○食品表示企画課課長補佐 発表時間の目安として、残り3分の時点で、事務局のほうで残り3分の札を上げますので、発表者、随行者の皆様は御留意のほど、お願いいたします。

○西島座長 では早速、藤田様、よろしくお願いいたします。

○藤田氏 生活クラブ生協の藤田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私の資料は名簿の次から付いております。

生活クラブは全国で40万人の組合員がいる小さな生協です。

最初に私どもの取り組んでいる情報として資料をお付けしているのですが、報告の時間が15分ですので、ここは御覧になっていただければと思います。具体的に本日の質問事項、ヒアリング項目の方に移らせていただきたいと思います。

私どもは、食品添加物はなるべく使わないということですが、全く使わないわけにはいきませんので、許容している添加物は85品目ほどになります。使ったものは全て公開する姿勢の下に商品の取組を行っています。

具体的にヒアリング項目の方ですが、まず、食品添加物の表示については、商品購入時の選択のための基礎になる情報となるものですので、期限表示や保存の方法と同様に重要と考えています。消費者側の視点に立って、選択できる表示制度にしていくことが重要と考えます。消費者側がきちんと考えて選べる表示が必要と思います。

現在の表示は、食品添加物を区分表示することを目的として、スラッシュを用いた表示などに変更されてきていますので、以前よりはとても見やすく分かりやすくなったと考えています。しかし、一括名表示が多いなど、表示に例外がとても多く不十分と考えますし、一括名表示を減らし、物質名表示の原則をより徹底すべきと考えています。

一括表示欄の義務表示項目を今より削減していく案には反対いたします。包材表示以外の媒体を使用する案にも反対で、商品の購入時に必要な情報は、きちんと商品に記名すべ

きであり、買い物する際にたくさんの商品を一度に購入する場合があるかと思いますが、その個々の商品について、消費者それぞれが表示内容を確認するためにウェブサイトを検索するのは非現実的と考えています。きちんと基本的な情報は商品の一括表示欄に記載しながら、より詳しい情報をウェブサイトに表示する案がよいのではないかと考えます。

また、義務表示項目の増加や、文字の最低ポイント数を上げることによって、一括表示欄の面積が大きくなることは必然と考えますが、その分、コマーシャルに当てる任意表示スペースを減らせばいいのではないかと考えます。

次に2項目目で、物質名表示の原則をより徹底することこそ最大の普及啓発と考えます。食品添加物の一括名表示は、食品添加物についての消費者の理解の妨げになります「寄りしむべし、知らしむべからず」というマイナス効果となっていると考えています。

「国に認められた」が「安全性が評価されたこと」とイコールではないと考えます。添加物規制行政の経過に照らすと、漠然とした不安感・不信感が拭えてないのではないかと考えます。

安全性が評価されたものが、後に使用禁止になった事例もあります。例えばアカネ色素のようなものです。

また、既存添加物の安全性評価が十分に行われていません。

次に、食品成分や複数添加物の相乗効果、私たちは食卓で一度にいろいろな食品を食べますので、食べ合わせたリスクはほぼ未検証と考えています。

それから、ADIについては、きちんと計算されて情報は出されていますけれども、乳幼児・児童の体重をADIに乗じて算出した乳幼児・児童向け1人当たりの一日摂取許容量が啓発されていませんので、大人並みに食べてしまうと、ADIを超えるようなものもあるのではないかと考えます。

それから「食品添加物を使用していない、いわゆる無添加の表示について」です。無添加表示は優良誤認を招く表示例が多いので不要と考えます。例えば自動販売機などは表面しか見えません。購入時に私は実際に見たことがあるのですが、清涼飲料水で着色料不使用と書いてある飲料があったのですが、購入して一括名表示を見たら合成保存料が使用されているものがありました。ぱっと見て無添加、添加物不使用と書いてあるものは、それ自体は間違いではないと思うのですが、誤解を招く可能性があります。商品購入の際にはきちんと一括名表示を見て選べるように、無添加表示はなくす方向に行ったほうがいいのではないかと私は考えます。

最後に「添加物表示について消費者庁への要望」で、アレルギー対策などの点から、外食産業やインスタペーカリーなど対面販売などについても、原料表示、食品添加物表示に限らずルール化すべきではないかと考えます。

また、生鮮食品については、個別的義務表示の継続を望みます。私の娘は甲殻類のアレルギーがあります。レストランで表示がないために、注文したものにエビが入っていることもありました。そういうところで外食産業や対面販売などについてもきちんとルール化

をしていくことが必要と考えています。

私の方からは以上になります。

○西島座長 ありがとうございます。

御質問、御意見のある委員におかれましては、挙手をお願いします。ただし、この会は議論の場ではありませんので、一つその点を考慮して御質問等をお願いできればと思います。特にありませんか。

武石委員、お願いします。

○武石委員 本日は厚生労働省の方がオブザーバーでいらっしゃっていると思うので、発表者の方の3ページの不安感・不信感が拭えていないのではないかとといったところの4つほどの事例が出ていますけれども、これについての厚生労働省さんのコメントをいただくと少し不安感が払拭できるのではないかと思います。もし、可能であればちょっといただきたいなと思います。

○厚生労働省 厚生労働省からお答えいたします。

まず、現在、既存添加物の安全性の確認がどの程度行われているかを御返答いたしたいと思います。少し長くなりますが御容赦ください。

既存添加物について、平成7年の食品衛生法改正当時、既に添加物として長年使用されていたものとして、489品目の使用・販売が認められたものでございます。こちらについては速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止などの必要な措置を講じることとされました。

これを受け、厚生労働省は平成8年度に既存添加物の安全性評価に関する調査研究を行った結果、既存添加物については、既に国際的な評価がなされており安全性は確認されているもの、期限・製法・本質から見て現段階において安全性の検討を早急に行う必要がないもの、安全性の確認を迅速かつ効率的に行うことが求められるもの等といった分類を行っております。

さらに、流通実態のないものにつきましては、既存添加物の名簿から削除するとともに、国内外の文献や安全性のデータ等を基に、安全性の確認を進めてまいりました。その結果、これまでに124品目が消除され、安全性の確認を迅速かつ効率的に行うべきとされた既存添加物66品目のうち、現在までに62品目について安全性の確認を終えたところでございます。今後は現時点で評価が終了していない4品目について、引き続き早急に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

食品成分や複数添加物の相乗効果のお話でございます。

添加物の複合影響につきましては、平成18年度に食品安全委員会が実施した調査事業で検討されております。個々の食品添加物の評価を十分に行うことで、その複合影響についても実質的な安全性を十分に確保することが可能と考えられると結論づけられているものと承知してございます。

乳幼児・児童の件については、次回以降の対応とさせていただきたく思います。

○西島座長 ありがとうございます。

突然の質問にもかかわらず、立派に答えていただいたと思います。

時間の関係で、次に進めさせていただきたいと思います。

それでは、次に市川様、よろしくお願いします。

○市川氏 皆様こんにちは。食のコミュニケーション円卓会議の代表をしております市川まりこです。本日は意見を述べさせていただく機会をありがとうございます。

食のコミュニケーション円卓会議は、誰でも家に帰れば1人の消費者であるという基本的な考え方の下で、多様な背景を持つ人々が集っております消費者団体です。私たちは思い込みや古い常識に捉われない学びや体験の中から得られた成果を社会の中にいろいろな形で発信をしていくことによって、消費者の利益を損ねているものを少しでも取り払っていきたいと考えて活動しているところです。

これからお話ししますのは、1番目が食品添加物表示の現状について、2番目が「無添加」「不使用」の問題、3番目が食品添加物の消費者の理解のためにという以上の3つの項目に絞ってお話をいたします。

最初に1番目、現在の食品添加物表示はいわゆる食品公害などへの消費者の不安、それから、関心の高まりなどから徐々に整備されて、現在に至っていると考えております。平成元年、1989年に全ての添加物を表示するようになって、およそ30年もたっているところです。

食品添加物の安全性については、食品衛生法で厳しく規定されていることについて、先ほども厚生労働省の方から御説明いただきました。それから、食品安全委員会でのリスク評価が行われており、食品添加物に関しての安全性は確保されていると考えております。既存添加物についても長い食経験のあるものであっても、基本的な安全性について順次確認という先ほどの御説明もありました。緊急に安全性を危惧しなければならない状況ではないと考えております。ただ、安全だからといって、消費者が安心できている状況にはないのも実情です。

(2)の食品添加物の現状について、現状でよいものと、検討すべき課題があるものに分けて、これから述べたいと思います。

①一括名、用途名併記は分かりやすいと思っています。これまで長い間使用されてきて私たちにはなじみがあります。また、何を目的とした添加物であるかが分かりやすいです。簡略名や類別名の制度があることも分かりやすいです。原材料との区分があることも分かりやすいと考えております。

一方、検討すべき課題として①文字が小さくて見づらいことがあります。これまで行われてきたいろいろな食品表示に関するアンケートからも、消費者の意見として、文字が小さくて見づらいという回答が常に上位にあります。

②物質名について、物質名だけ見ても、一般的に消費者には意味が分からないことが多々あります。表示は商品選択のための情報であることを考えると、物質名は正確であっても

親しみのない名前である場合など、商品選択に資する情報とは考えにくいです。

③表示の省略の中で「栄養強化」については表示する方向へ再考が必要です。意図して食品添加物を入れているのですから、表示するのは当たり前ではないでしょうかという考え方です。

このスライドは一括名表示について、例えば全て物質名表示をすると、どのようになるかを皆さんにイメージしていただくために用意したスライドです。これは唐揚げ弁当ですが、物質名表示を入れると右側のようにかなり表示のスペースが広がっていることがお分かりになると思います。

次はシチューのルウの場合ですが、これも物質名を加えて入れると、このように表示スペースがかなり広がります。このように文字数が多くなることによって、逆に安全性に関わる大事な表示が埋もれて目立たなくなってしまいそうです。

表示の分かりやすさと正確さは、ときにトレードオフです。今、日本は超高齢社会です。このような中で文字の大きさの問題は避けて通ることができません。

次に、表示以外の媒体使用について述べます。容器包装の表示と他の媒体の情報提供の組合せは今後考えていかなければならない課題です。しかし、事業者が対応できるのか。あるいは、消費者がちゃんと読むことができるのかなど問題点も多く、消費者の大部分が容器包装からの情報が欲しいと思っている現状を踏まえると、現時点ではあくまでも補完的な活用に残めるべきで、任意で情報伝達したいという事業者が進めていくに残めるべきです。

私は表示以外の媒体使用を考える前に、食品表示の全体像を議論するべきと考えています。食品表示一元化の議論を経て食品表示法ができてから、個別の食品表示の検討が行われてきていますが、一番の問題は食品表示全体を見渡しながらか、個別の表示の検討を進めるといふ基本的な姿勢が欠如しているのではないかと感じております。食品表示は情報内容を増やすことも大事ですが、見やすさ、理解しやすさも同じように大事です。そのバランスをどこで、どなたがとってくださるのでしょうか。

「無添加」、「不使用」の問題について述べます。

食品の安全性に関するこれまでの様々なアンケート調査から、多くの消費者は食品添加物について不安を感じております。その大きな要因の1つに挙げられるのが、この「無添加」、「不使用」などの表示の問題だと考えております。

例えば保存料無添加と書きながら、保存性を保つためにグリシンやpH調整剤などの添加物を添加している。あるいは合成着色料不使用と書きながら、天然系の着色料を使用している。あるいは化学調味料無添加と書きながら、同じ種類の物質が入った食品素材を使用しているなど、これらの表示は消費者を誤解させたり、あるいは消費者の誤解を利用したものであって、消費者を欺くものです。こういうものについては「無添加」、「不使用」表示をさせてはならないことを明確にするべきだと考えます。

「無添加」、「不使用」の表示については、消費者の食品添加物に対する誤解を解いて

いくためにも、安易に使わせないように使用の基準の明確化を図っていただきたいと思います。

食品添加物の消費者理解について、なぜ理解が進まないのか。たくさん理由はあると思いますが、私は5つの理由を述べたいと思います。

①教科書や食育を通じた学校教育で普及啓発不足。

教育課程における正しい添加物教育が重要であるにもかかわらず、「添加物を避けましょう」とか「手作りが一番」、「添加物の少ない食品をとりましょう」のような、何気ない教えるの言葉がまだまだはびこっていると思います。

②食品添加物を悪者に仕立てて情報や商品を売るマスメディアの存在や、食品事業者などの存在があります。

③無添加・不使用表示が野放し状態にあります。

④消費者にメディアリテラシーが不足しております。メディアリテラシーの中でも、特に情報を主体的に冷静に読み解く力が足りていないと感じています。これは消費者の自立や消費者教育にも深く関わってくることです。

⑤事業者や行政には消費者の誤解に基づく無用の心配を取り除くための働きかけが足りていないと考えております。

まとめです。食品添加物表示をどのように見直していくか。これから7つの項目を述べたいと思います。

1つ目、一括表示の文字を大きくする。

2つ目、現行の一括名・用途名併記は維持をする。

3つ目、食品添加物の全ての記載から、例えば上位3位まで、4位以下はその他にまとめるなどの工夫をしてほしい。現状、全ての添加物を記載することになっております。そのことが表示の情報量を増やしているのですが、逆に見づらくなっていることにもつながっております。そのため、例えば上位3位までの記載であるとか、4位以下はその他にまとめるという提案です。

平成24年の表示一元化検討会の中の資料に、消費者庁が消費者の意向調査アンケートをとったデータがございます。分かりやすい表示方法について、文字の大きさと情報量について尋ねたところ「小さい文字でも多くの情報を載せる」が27.4%、ところが「表示項目を絞って文字を大きくする」が72.6%です。何と7割以上の回答者が表示項目を絞ってでも文字を大きくしてほしいと望んでいるのです。消費者にとって分かりやすい食品表示を実現するために文字の見つけやすさ、読みやすさが重要であって、そのために表示項目であったり、文字の大きさなどの検討が必要だと考えております。

私は現在において、義務表示であっても合理性を欠くものがないか臆せず点検と検証が必要だと考えております。

4つ目、物質名を用途名に、食品添加物は消費者になじみのない名称が多いことから、物質名ではなく、用途名を書いたほうがいいのかと提案します。これも先ほどの消費者

庁のアンケートの中で「用途名を必須とする」と答えた人が71.1%、「物質名を必須とする」と答えた方は28.9%でした。このことから、用途名が分かれば物質名は書かなくてもよいですよという考え方が7割以上を占めていることがお分かりになると思います。

5つ目、表示の省略「栄養強化」については表示する方向へ再考する必要があります。

6つ目、「無添加」、「不使用」については使用の基準の明確化が必要と考えます。

最後に、表示には直接は関係ないのかもしれませんが、関連事項として、事業者や行政は消費者の誤解に基づく心配を取り除く働きかけをしてほしいと思います。間違った、あるいは偏った記事やニュースに対しては、事実はこちらですよというような良質の情報を政府機関や事業者もレスポンスよく発していくことが大事です。安全ですよという情報を発信するときに、それが単なるお知らせや伝達になってはいけないということも重要です。誠心誠意を込めた力強いメッセージとして伝えなければ、消費者の不安、消費者の心に響かないと思います。

以上、意見として述べさせていただきました。ありがとうございます。

○西島座長 ありがとうございます。

御質問、御意見のある委員におかれましては、挙手をお願いいたします。

有田委員からどうぞ。

○有田委員 ありがとうございます。

冒頭のところで消費者の理解がなぜ進まないのか、要するに教育の問題もあることを市川さんはおっしゃっていたと思います。まとめのところで、教科書や食育を通じた学校教育での普及啓発不足がある。要するに理解が進まない現状がそういうことであるというのは、多分、私と同じように感じていらっしゃると思うのです。その上で、それが足りない中でアンケートをとった結果を見て、七十何%の人がこのように言っているというのは、どうもちょっと足りない教育がなされているという、結論と読み取れないのでしょうかという質問です。

○市川氏 アンケートは、いろいろな方を対象に採っておりますので、確かにそういうアンケートに答えた方も食品添加物に対する普及啓発が足りない中で教育課程を進んでこられた方も多いのではないかとはいえますけれども、だからといって、消費者庁の行ったアンケートが全て普及啓発不足だから変なアンケート結果が出たのだと有田さんはお考えなのですか。逆に済みません。

○有田委員 回答してください。私が質問しています。

○市川氏 普及啓発不足とアンケート結果について、直接的な関係があるとはそんなに意識はしておりませんでしたというのが私の答えです。

○西島座長 では、浦郷委員、お願いします。

○浦郷委員 大変分かりやすい説明をありがとうございました。

1点、もう少し詳しくお話しいただきたいのですけれども、栄養強化のところが今、表示の省略がありますけれども、そこは再考が必要ということなのですから、具体的に

もうちょっと詳しくお話しいただければと思います。

○市川氏 記載しなくてもいい食品添加物の中に栄養強化が入っておりますが、この栄養強化のために、実は食品添加物といっても、例えばビタミンの類であったりとか、そういうものをわざわざ加えているにもかかわらず、現在の表示の決まりの中では省略してもよいとなっておりますので、消費者として考えれば、わざわざ添加しているのであれば、それはきちんと表示をしていただいた方がいいのかなと思っております。

それから、これは表示に詳しい方が答えてくださったほうがいいとは思いますが、栄養強化については、例えば食品によって省略できたり、省略できなかったりというようなこともあるようです。食品によってそのような違いがあるのは、消費者にとっては分かりにくいと思いますので、この際、この検討会の中で、栄養強化をもう一度きちんと議論していただくのがよいのかなと考えております。

○浦郷委員 ありがとうございます。

○西島座長 よろしいですか。

○有田委員 済みません。もう一つ質問します。

○西島座長 時間がありませんので、手短に。

○有田委員 8 ページです。「無添加」、「不使用」表示について「安易に使わせない使用の基準の明確化を」と書かれていて、確かに何でも「無添加」、「不使用」というのはいかなものかと思っているのですけれども、「安易に使わせない」の中身で、今思っていらっしゃることがあれば、全てこうだということではなくて、1 つ何かあれば。

○市川氏 先ほども述べましたけれども、例えば保存料無添加と書きながらグリシンとか pH 調整剤を使ったりとか、あるいは合成着色料不使用と書きながら天然系の着色料は使っていますよとか。

○有田委員 ごめんなさい。それは覚えていますので、それ以外で何かあれば。

○市川氏 乳化剤のところで、乳化剤不使用と書きながらそれに代わる卵関係のものを使ったりとかというようなことでいかがでしょうか。

○有田委員 そのように考えていらっしゃる。ありがとうございました。

○西島座長 市川様、ありがとうございました。

時間が押しておりますので、次は神山様、よろしくお願いします。

○神山氏 食品表示を考える市民ネットワーク代表の神山でございます。資料 3 の裏側に構成団体一覧を載せております。食の安全・監視市民委員会、主婦連合会、新日本婦人の会など 11 の団体と個人のオブザーバーで構成して、毎月 1 回運営委員会を開いております。私はこの食の安全・監視市民委員会の代表を務めております。

現在の食品添加物表示を考える場合に、釈迦に説法のように大変申し訳ないとは思いますが、本日、内閣府令第 10 号の添加物の部分と、指定添加物その他の添加物リスト一覧を配付してくださいと事務局をお願いいたしました。どういう添加物があるのか、数だけではなくて、やはり個別の添加物をざっと眺めていただいて、それについてどのように表示

すべきかを考えていただく必要があるのではないかと。抽象論ではなくて、もう少し具体論として考えていただくためにも、このリストを眺めていただきたいと思います、配付していただきました。

ちょっと順序は逆なのですが、消費者庁として何かパンフレットのようなものを作ることについては、何か意見がないかというお話が質問の中にありました。これは平成4年に東京都が出した「天然添加物のはなし」というブックレットで、全部ではないのですがカラー写真で天然添加物が載っております。大変評判がよかったものですからすぐに在庫切れになって、カラーなので相当お金がかかったらしくて、もう増刷はしてもらえなかったもので、私のお宝みたいになっているものなのです。

天然添加物は、既存添加物になっているわけですから、そういうものを消費者庁で、（写真でなくてもいいですけども、）出してくだされば、添加物についての理解を広めることになるのではないかと思います。

大変手前みそで恐縮ですが、食の安全・監視市民委員会で、今机上にお配りいただきました「かくれんぼ食品」というブックレットを作りました。これはベストセラーになっているのですが、この中で、見ても分からない表示がどういう意味かを書いております。

例えば、加工デンプンはかなり使われておりますが、加工デンプンとは何かは18ページで1から11までアセチル化アジピン酸架橋デンプンとか、そういったものをまとめて加工デンプンという一括名表示になっていることを説明して、このうちの7番のヒドロキシプロピルデンプンと8番のヒドロキシプロピルリン酸架橋デンプンの2物質については、EUでは安全性情報が不十分という理由で乳幼児向け食品には使用禁止している、というような情報も書いております。

また、私は一番問題ではないかと思っている類別名表示は増粘多糖類なのですが、増粘多糖類は既存添加物名簿の中に40ぐらい増粘安定剤としてありまして、これを2つ以上使った場合には物質名を書かなくて増粘多糖類と書いていいことになっております。極端な話、40全部使っても増粘多糖類でいいわけです。値段の高いお菓子などは「増粘剤（ペクチン）」などと個別の物質名が書いてありますが、多くのものは増粘多糖類と書いてあります。

増粘多糖類とはどういうものかは20ページに書いておりまして、アラビアガムなどはアレルゲンだという情報もあるようなことも書いて、添加物について具体的に知ってもらおうと、こういったブックレットを作って、皆さんに買っていただいております。

添加物表示は不十分だとは思いますが、お買い物のときには役立っています。優先度は保存方法とか期限表示と同等、もしくはそれ以上だと思っています。最近は一括表示の中にスラッシュで添加物を分けて書いている例が多くなりました。これは分かりやすくいいという意見が私たちのグループは多いのですが、スラッシュの後のものが添加物だと分からないので、スラッシュの後に「添加物：」とでも入れていただけると、その前が原材料で、スラッシュの後は添加物だと分かるのではないかと思いますという意見もあります。

一括名表示とか増粘多糖類のように物質名が書かれていないものがたくさんあるのですが、内閣府令第10号の第3条の添加物のところは、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第6の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっては、当該添加物の物質名を表示するのが、まず最初に書いてある原則ですから、この内閣府令の原則は守っていただきたい。

そのほかに、例えば平成22年10月20日の次長通知です。27年が最終改正のようですが、これは別に資料としてお出ししていないのですけれども、消費者庁の次長通知ですから、当然消費者庁で配付していただければすぐ分かると思うのですが、その運用上の留意事項に既存添加物名簿に掲げる既存添加物は物質名、天然香料の物質名は基原物質名、一般飲食物添加物は品名などと科学的に適切な名称をもって表示するという文言があります。

次長通知でもこれが原則になっているので、それ以外に物質名に代わる一括名、簡略名、類別名は廃止すべきだと思います。そうすると、情報が過多になるという御意見があるのですけれども、そうなったら使わないのではないのか。全部書かなければいけないことになったら、減らしていくのではないかなと思いますし、全部書いて選ばせないと選ぶことはできないと思います。

ですから、文字の大きさを大きくして、添加物の表示を少なくするのは、方向が間違っていると思います。私にとって文字の大きさは十分です。買い物に行くときにやはり見栄を張らないで老眼鏡はかけていくべきです。消費者にとって見やすい表示と分かりやすい表示は違います。調味料（アミノ酸等）は見やすいですが分かりません。（アミノ酸等）とは何なのかとの教育もなく、表示もないとなると選びようがありません。

食品添加物は国が認めたものだけを使用していることを消費者が知らないとか、不安を持っていると言われてはいますが、私は多くの人が、国が認めたもの以外を使っているとは思っていないと思います。でも、国が認めたということは、国が安全性を評価して、安全性を確認したことを意味していないと思います。

先ほど、厚生労働省の方から御説明がありましたように、既存添加物は平成7年、1995年の食品衛生法改正時に附則で経過措置として、そのときに流通していたいわゆる天然添加物を名簿に収載して使用を認めたもので、当時の国会の附帯決議でできるだけ速やかに安全性を確認することとなっておりまして、御説明もありましたように、平成8年から見直しの事業が開始されております。

これはインターネットで見ることができますので、内容を知ることはできます。国際的に安全性が確認されているので改めて確認する必要がないものの中に、アメリカでGRASに載っているから安全性の確認が要らないのだというものもあれば、平成8年の事業では28日間反復投与試験と遺伝毒性試験しか行われていないものもあります。最近のものは90日間反復投与試験が行われていますが、最初のころは28日間です。

厚生労働省が平成8年の通知の中に、新たに添加物を指定要請するときが必要とされる

毒性試験の一覧表が載っておりまして、もの凄くたくさんの毒性試験が必要とされているのですが、この毒性試験が全て行われている既存添加物はないと聞いております。また、毒性試験をやるときに重要なのはサンプルの純度だと思いますが、純品を調製することはお金もかかってもの凄く難しいので、かなり薄い濃度でしか行われていないとも聞いております。

このように必ずしも安全性が確認されていない添加物が使われていて、それで選択しなければならないのに増粘多糖類などを書いてあったのでは、選択のしようがありません。食品添加物の表示は選択の表示で、安全の表示ではないという御意見もありますが、私はそれは間違っていると思います。

例えば資料にお付けしましたが、コチニールについてはアレルギーを起こした事例があるので、調査を要請するという消費者庁の通知が出ています。カンパリソーダだそうですが、コチニールでアレルギーを起こしている。さらに小児アレルギー学会では、エリスリトールやスクラロースによるアレルギーというような報告もなされております。香料のアレルギーもあるそうですから、自分がこういうもののアレルギー体質であるという方は、アレルゲンが表示されていなければ選ぶことはできないです。何かアレルギーを起こした人がお医者さんに行っても、表示がないのでどれがアレルゲンなのかを確定することができないと聞いたことがあります。

ですから、アレルゲンについても、本当ならば警告表示が必要なのではないかと思います。アレルギーはかなり個人的な事情もありますので、特定原材料だけでもなかなか難しいし、それ以外の推奨のアレルゲン表示も完璧ではないところで、添加物の表示まで広げるのはかなり難しいとは思いますが。

例えばヨーロッパなどで「神経発達への影響が危惧されています」みたいな表示がなされている例も聞いておりますし、日本でも発達障害は増えておりますので、そういうことを考えると、やはりこういった警告表示もあったらいいと思います。

ついでですが、L-フェニルアラニン含有という警告表示があります。フェニルケトン尿症の方への警告表示なのですが、「フェニルケトン尿症の方へ」という注意書きがありませんので、私がいろいろな人に聞いたところ、いいものが含まれていると思った方がたくさんいらっしゃるので、警告表示は警告表示だと分かるように丁寧に書いていただきたいと思います。

ウェブサイトの利用も考えられるという話になっておりますけれども、この前の消費者委員会の食品表示部会で配付されたウェブサイト上での情報提供事例Q&Aがありまして、そこに「ゼリー状に固める原料としてゼラチンは使用せず、増粘多糖類を使用しております。増粘多糖類とは粘りけが強い天然の糖類のことです。当社のゼリーには、海藻や植物種子由来のものなどを使用しております」という説明があるのですが、こういうものを試験的にウェブで書かせるとしたら、ここにこそ増粘多糖類の物質名を是非書かせてもらいたい。これでは増粘多糖類と書いてあるのと全く変わりません。

それから、無添加表示ですが、私も無添加表示は反対です。先ほどの話のように保存料不使用と書いてありながら、グリシンなどの日持ち向上剤を使っているような例がありますので、是非こういった否定的な表示は禁止すべきだと思います。

私たちのグループでは、このヒアリングをガス抜きにしないでもらいたいと言ってこいと私は言われております。私が消費者庁に望むことは、内閣府令を大事にしてくださいということです。次長通知は内閣府令の下なのですから、次長通知で内閣府令をひっくり返すようなことは是非やめていただきたいということがお願いです。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

私は東京都の衛生研究所に三十数年勤めていたのですが、その資料を持っていないのです。後ほど消費者庁を通じて返送させていただく形でお貸しいただけますか。

○神山氏 東京都にもないと思いますので、どうぞお使いください。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、御質問のある方は挙手をお願いします。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 御説明ありがとうございました。

コチニール色素に関する注意喚起のことでお話をいただいておりますが、本日、この資料を見て消費者庁のウェブサイトを見ましても、これは今削除されているようなのです。

コチニール色素に関する注意喚起に関しては、恐らくこの内容がちょっと誤解を生むような内容で、コチニール色素でアレルギー反応を起こすのは色素そのものではなくて、色素を生成する際に除去できないタンパク質があって、そのタンパク質がアレルギーを起こす。そのような内容がここに伝わっていないので、恐らくこれは削除されたのではないかと思うのです。

一方で、もし本当にコチニール色素でこういう注意喚起がまだ引き続き必要であれば、その後、厚生労働省が多分調査をしていると思いますので、その内容をきちんと精査した上でされるべきだと思います。

また、ほかにも先ほどおっしゃられたように、増粘多糖類のもので表示の中に隠れんぼうしてしまうもので、アレルゲンがもしあれば、やはり表示を見た人がきちんと見られるように表示はされるべきかなと思います。消費者庁の注意喚起で、先ほど先生がおっしゃっていたグァーガムとか、そういうほかの一括名表記の中で隠れてしまうものの注意喚起はかつてありましたでしょうか。先生に聞くのではなく、もしかしたら厚生労働省かもしれないのですけれども、もしあるようでしたら。

○神山氏 コチニール色素については、タンパク質を除去しても、なおかつアレルギーが発生したとは聞いておりますが、恐らく非常に数は少ないだろうとは思いますが。タンパク質がアレルゲンということは間違いのないと思うのです。

グァーガムそのほかで注意喚起があったことは聞いておりません。

○西島座長 神山様、ありがとうございました。

時間も時間ですので、次に行きたいと思います。

続きまして二村様、よろしくお願いいたします。

○二村氏 日本生協連の二村と申します。右肩に資料4と書いた資料を用意していただいておりますので、そちらに沿って説明をさせていただきたいと思います。

最初に私ども日本生協連の仕組みですとか状況が書いてありますので、御覧いただければと思います。

その次のページにC0・OP商品というタイトルのスライドがございますが、日本生協連ではプライベートブランドのC0・OPという商品を作っています。スライドの右肩に楕円のC0・OPというマークが付いていますけれども、このマークを付けたブランドの商品を作って、全国の生協に供給をしています。

御存じかと思いますが、生協はおおむね都道府県ごとに、あるいはもう少し広い地域でやっている場合もありますが、それぞれ別の法人で設立をされていまして、私どもの連合会は非常に緩やかなつながりになっていますので、私の申し上げることが、全ての生協で必ずしも同じようにやっているわけではないという点は御理解をいただければと思います。

ただ、全国の連合会で様々な交流ですとか、意見交換を通して最大公約数的にこういったルールで表示をしましょうとか、商品を作りましょうということはやっておりますので、そういう中身だと御理解をいただければと思います。

それから、生活協同組合ですので、もちろん事業もやっておりますけれども、組合員の皆さんと色々な意見交換を行い、御意見をいただきながら組合員さんの暮らしや願いに応える商品を作っていくということが使命です。そういう中で今まで整理をしてきた考え方を御紹介して、議論の参考にしていただければと思っております。

次のページの「生協での食品添加物に関する取組み」で、非常に大ざっぱに流れを書いております。1970～80年代の食品添加物が非常に心配された時代は、生協としても独自に基準を持つとか、独自の表示をするといったことをかなり行ってまいりました。

その後、1990年代の後半から、社会の仕組みそのもので、食品添加物の安全性を確保してほしいということで、多くの消費者団体の皆様と一緒に食品衛生法の改正の運動に取り組んでまいりました。その運動の成果として、今のような仕組みができておりますので、私たちとしては現在のリスクアナリシスの仕組みを前提に、社会的な仕組みへの参画や、リスクコミュニケーションを重視した取組になってきております。

したがって、生協での独自の基準ですとか表示も、やはりだんだんと少なくなってきていて、どうしてもというところでは残っていると思うのですが、比較的今は社会的に共通のものに対して合わせていく。そのときに必要であれば、制度や仕組みに対して自分たちの意見を言っていく、というのがスタンスになっていると思います。

そういう中で、組合員さんたちから食品表示についてどういうお声があるかを次のスライドにグラフで表示をしています。これは2017年3月21日～2018年3月20日までに、私ど

ものCO・OPという商品にお問合せのセンターの電話番号が記載しておりますので、主にそちらに入ったお電話の問合せの中身を分類してグラフにしたものです。

年間で約2万3000件のお問合せがありますが、その中で表示に関するものは3,740件、食品添加物の表示に関連するものは79件となっております。代表的な声を下に載せておりますが、やはり報道とかそういったものがあると、お問合せが増えたりすることはあるようでございます。そこまでが全体の御紹介です。

次のページから、私どもで議論してきたことですか、考え方について幾つか述べさせていただきます。

まず最初に食品添加物の表示は、私どもとしては消費者の選択に資するための情報であると考えています。基本的には食品添加物は食品安全委員会でリスク評価され、厚生労働省でリスク管理がされている前提で考えています。

ただ、先ほどからもございますように、一部指定添加物ですか、既存添加物で安全性の評価が残っているものがありますので、これはきちんとやっていただきたいと都度都度御意見も申し上げております。ただ、このことと表示のあり方を余り密接にリンクして考えるのは、違うのではないかと考えております。

2つ目。とは言いましても、当然使わないほうがやはり安心だとか、使っていないものを選びたいとか、あるいは特定のものを使ってある方が安心なのでそれを選びたいという方もいらっしゃると思います。どういうものが使ってあるのかを選択の参考にしたいというのは、消費者としては当然のニーズだと思いますので、それには応えるべきだと思います。

もう一つは、現行の制度についてなのですが、先ほど来も消費者が十分理解していないという話がずっとあったのですけれども、やはり現行の制度がどのように周知されているのか。やはりまだまだ消費者にとっても、事業者にとっても周知徹底されていないのであれば、現行の制度について振り返りをして、消費者にとって必要な表示の姿について検討をすることが必要なのではないかと考えています。

全般的なことを最初に申し上げます。

今回事前にいただいた御質問の中で、分かりやすいかというような御質問があったのですが、これを考えてみたときに非常に難しいなと思いました。消費者に分かりやすい表示と簡単に言いますが、今日の社会において消費者は非常に多様です。価値観ですとか、その方の置かれている状況も様々です。したがって、何が分かりやすいかということも非常に多様であることを、まず踏まえる必要があると思っています。

一方で、文字が小さくても書かれていることが重要な場合も当然ありまして、そういう意味では分かりやすさ、見やすさだけを余り追求しすぎることはやはり十分ではないと思っています。情報量もきちんと踏まえた上で、そのバランスについて議論をする必要があるのではと思っています。

もう一つ申し上げたいのは、事業者、あるいは同じような商品でも、作っているところによって同じものが使ってあるのに表示が違うとか、表示の仕方がばらつくことは、やは

り分かりにくさの原因だと思っていますので、できるだけ表示がばらつかないことは大切だと思います。比較をするとか、誤解を招かないという点から重要だと思っています。

私どものプライベートブランドのCO・OPの中で、消費者に分かりやすい表示のためにどういうことをしているか、小さなことではございますが、幾つか事例を御紹介します。

1つは、比較的によく使われる食品添加物の表記名の一覧表を内部で持っていて、それに基づいて商品のデータベースを全部統一して標準化を図っております。来る前に確認してきましたら、商品が大体4,500アイテム、1年間に1,300ぐらいの開発ですとか、見直しとかをしています。それを全部データベースにして持っているのですが、そのときにこういう一覧表に則って、表記名がぶれていかないようにすることで統一を図っています。ここにクチナシ黄色素の例を入れておりましたが、例えばこんな細かいことでも、現状ですとかなりばらつきがあるので、少なくとも自分たちのところではできるだけ統一しようと、こういう努力をしております。

それから、一括名表示の点も今回話題になっておりまして、これは私どもとしてもなかなか難しいなと思うところです。と言いますのは、そこに経緯を書かせていただきましたが、かつては日本生協連のCO・OPというブランドでは、一括名表示だけでもよいとされているものについても、物質名を併記してきました。2016年に食品表示法ができて、これに合わせた表示に切り替えるときに、この件についてもかなり議論をいたしまして、最終的にはいろいろな理由がありましたけれども、他社の製品と異なる表示方法を用いるのではなくて、基本的に同じルールに則ってやろうということで、一括名表示のみに切り替えた経緯がございます。

やはり当時、先ほど例なども出していただきましたけれども、あのよう非常に丁寧に書いていると、かえって組合員の方から「生協は普通のメーカーよりも添加物をたくさん使用しているのではないか」というお問合せですとか、あるいは「他のところはこう書いてあるのに生協にはこう書いてあって、これは同じものなのですか、違うものなのですか」というお問合せがかなりあり、そのこともあって見直しをするときに一括名の表示のみに切り替える判断をしました。

ただ、当然知りたい方もいらっしゃると思いますので、ウェブサイトのほうで1品ずつ全部表示の詳細を公開しておりますので、そちらでは物質名を書くような形にしました。このときには、当然、表示が簡略化されることで消費者が知りたいことが分からなくなってしまうのではないかと、というような御意見もありました。私たちとしても、これがベストかどうかは正直分かりませんが、現状を鑑みてこのような形にした経緯がございます。今回の議論の中でもこういったこともあったということで、御参考にしていただければと思っております。

11、12ページに、実際にこのように説明しておりますという御紹介を載せさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。

「不使用」とか「無添加」の表示についても、今回話題になっておりますので、この点

も少し経緯等を御紹介させていただきます。

生協では1960年代から組合員さんの声に応じて、無着色の何々とか、無塩漬の何々とか、無漂白の何々というのは、ずっと商品の開発をしてきましたので盛んにそういった表示もしておりました。

その後、現在では先ほど申し上げたような社会の流れもある中で、法令の基準とそごがないことと、自主基準をクリアすることを条件として、無着色、無塩漬、無漂白という表示については一部行っております。

ただ、やはり課題もございまして、業界ごとにルールが異なっているとか、不使用ということが、だから何なのということが、社会的に共有されているとは言えないところもありますので、ここはいつも非常に迷うところでございます。

ちなみに次のページで説明しておりますが、一般的な「添加物不使用」とか、「無添加」という表示自体は、私どもは行わないルールになっています。ここに参考で自主基準が書いてあります。「市販の同種食品には一般に食品添加物が使用されており、かつ当該食品には特定の用途の食品添加物をキャリーオーバー、加工助剤を含めて全く使用していない場合」は無添加と書いていいですよ、と言っているのですが、逆に言うとそういうものはないので、ほぼ考えられない。

食塩や砂糖も製造時に加工助剤等を使うことがございますので、そういうことを考慮しますと、実際には「食品添加物無添加」とか、「食品添加物不使用」と表示できるものはないのだという、裏返したようなルールなのですが、これは内規として定めております。

ただ、これは生協が独自に考えたものかというところではなくて、消費者庁の食品表示基準Q&Aにはほぼ準拠した内容なのです。そういう意味で、私どもは今でもちゃんとこういう規則的なものは示されているのではないかなと思っていて、逆に言うと、なぜそれが徹底されないのか、というあたりのほうが問題ではないかとむしろ思っております。

ちょっと字が細かくて恐縮ですが、内規として持っております日本生協連の食品添加物の中で無添加とか不使用を、どういう場合には表示できて、表示するのだったらこのように表示しなさいというルールを15ページに抜粋しておりますので、御参考までに見ていただければと思います。これは当然商品のパッケージもそうですし、いろいろな売り場のところでもできるだけこれを徹底したいということで、各現場の方にも通知をして案内をしているところです。

最後にまとめを書かせていただきました。表示の制度は一定の消費者には定着して、一定の役割を果たしております。ただ、ここはやはり「一定の」と書かせていただいたように、不十分な点ですとか、あるいは理解を十分にされていない点もあると思いますので、現行制度について、丁寧なレビューを行っていただきたいことが1点です。

それから、不使用・無添加の表示は、法律で禁止するようなこともなくはないのかなと思いますが、ただ、現在でも一定示されているルールがあることについては、もう少し大事に考えるべきではないかなと思っております。

3つ目に、私どもは2016年に表示を変えたときになかなか大変でした。商品の担当をしている人たちも大変でしたし、変わりましたと組合員の皆さんに御説明するのもかなり大変で、全国の何か所かで説明会をやったりもいたしました。

その後も五月雨式にいろいろな表示の検討がされていて、この後世の中的にすごくいろいろな表示の形が混在をしていくようになっていくのではないかということについては、懸念をしています。

当然、切り替えるのにいついつから一斉に切り替える、ということとはできないので、一定の期間を置いて切り替えざるを得ないのですけれども、本来的に言いますと、表示の目的とか優先度について、もう少し全体的な整理とか、そういうものがあつた上で食品添加物についても検討をしていただいて、決めていただいた方がいいのではないかと思います。

まだ本格的に始まってはいませんが、原産国の表示が入ってきたり、遺伝子組換えの表示が変更になり、いろいろな表示のパターンが入ってきますと、ますます表示の形がばらけてしまうのではないかと思います。その点については非常に危惧をしておりますので、できれば全体的な整理などをしっかり行っていただきたいなと思っております。

私からは以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、御質問のある委員の先生は挙手をお願いします。

坂田委員、どうぞ。

○坂田委員 いろいろな取組を御紹介いただきまして、ありがとうございます。

その中の1つで、比較的汎用される食品添加物の表記名一覧表を作成して、表示の標準化を図られているのは、すごく進んだ実践例だと思います。例に挙がっているクチナシ黄色素は、確かに何通りもの簡略名、類別名がありますし、その中のカロテノイドと書いていい既存添加物等もたくさんあるので、最終的に物質名になっているのはカロテノイドを特定できて、とてもいいことだと思うのですけれども、他の例えば指定添加物の方では、どういう基準でどういう名称を使っていच्छるのか、教えていただければと思います。

○二村氏 物質名に揃えていくのが原則にはなっていますが、一般的にどういう表記が多いかということ、市場品でどのような表記が多いかといったことも調査いたします。物質名が余りになじみのないものであれば、市販されているものでよく使われている表記を用いることになりますけれども、基本は物質名に揃えていくことが多いようです。

○坂田委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一点いいですか。

○西島座長 どうぞ。

○坂田委員 一括名表示につきまして、いろいろ変遷があつたようですけれども、最終的に周りと合わせて一括名表示とし、詳細についてはウェブにこれまでどおり記載されたということですが、これについて組合員の方はどのように受けとめていच्छるのか。も

しお調べになっていたのであれば、教えていただけたらと思います。

○二村氏 特にこの件で集合的な調査をしているわけではないのですが、学習会などをして、そのときにこういう御説明をすると、インターネットであつても表示してくれるのであれば、それはいいよね、という方もいらっしゃると思いますが、やはりその場で見て選びたいよねという方もいらっしゃいました。パッケージに書いてないと、いつもウェブで調べられるわけではない、ということです。あるいはそもそもどちらでもよいという方もいらっしゃるので、その方にとって何が大事かというのは、本当に人によって違うのだなと、とても思いました。

インターネットで開示していること自体については、基本的にはプラスの評価だと思います。ただ、それで十分かと言われれば、やはりそれで十分だという人ばかりではないのが現実だと思います。

○森田委員 先に聞いていただいたのですが、私も今の坂田委員の2番目の質問と同じです。これだけの大きな変更であれば、やはり組合員の方から容器に書いてくれとか、例えば増粘剤のグァーガム、ローストビンガムと書いていたのを増粘多糖類と書くことに対して、反対の意見がどの程度あったのかということです。あと、ウェブにしたときのウェブの利用率、ウェブがどのぐらい見られているのかをもし調べておられたら、お聞きしたかったです。

○二村氏 特段アクセス数などを調べているわけではありません。調べれば多分分かると思いますけれども、どれぐらいの利用率なのか今すぐは分かりません。調べようと思えば、ページへのアクセス数は分かるかと思います。どれぐらい反対があったかは、量的にお示しするのはなかなか難しいです。

○森田委員 結果的にはスムーズに移行されたという理解でよろしいですか。

○二村氏 そのことによって、生協を辞めるというような方が増えたというようなことは聞いておりませんが、実際のところは分かりません。黙って買わなくなった方もいらっしゃるのかもしれませんが、目に見えて売れ行きが悪くなったというようなことも聞いておりません。

ただ、売れゆきに影響がなかったから、それでこの変更がよかったのかというのは、またちょっと違う問題だと思います。やはり必要な方もいらっしゃったのかもしれない、というのはあると思います。ただ、いろいろな要素、他との比較のしやすさ、という意見は結構ありました。他のメーカーさんと同じものなのに「違うのか」というお問合せが多いことについて、一つ一つ応えきれない、という点を優先したということです。

○森田委員 どうもありがとうございました。

○西島座長 ありがとうございました。ちょうどいい時間になりました。

最後になりますが、犬伏様、よろしくお願いします。

○犬伏氏 初めまして、犬伏と申します。

私は消費科学センターから参りました。私どもの会は今年で55年を迎えます。東京オリ

ンピックの開催された昭和39年に生まれた団体です。これからは消費者も科学的なものの考え方をする必要があるのではないのか、消費者もしっかり学び、考えていかねばならないと考え結成したと聞いております。

ただ、文字だけは科学などとありますけれども、また、毎月のように消費者大学などと講座を開いたりして勉強はしてきているのですが、なかなか本当に論理的なものの考え方ができているというわけではございません。現代は、煩瑣^{はんさ}で複雑な難しい世の中でいろいろな方のいろいろな御意見をお聞きしながら、右顧左眄^{うこさべん}とは悪いことのように聞こえますけれども、多くの方の御意見をお聞きするという意味での、右顧左眄しながら、その中で悩みながら自分たちなりの答えを出すというスタイルをとってきています。

申し上げたいことは資料として提出しておりますので、まず、表示とは何なのかとお尋ねしたいと思っています。表示は先ほど来、皆様もおっしゃっていらっしゃるように、私たちが物を選ぶときの「伝」だとするならば、そこに書かれているものの意味が分からなかったら「伝」にはならないということです。

私どもは何をするにもまずアンケートをするという団体なものですから食品表示に関してもアンケート調査をしています。そんな折に「食品添加物の表示は必要ですか」と聞くと、「必要だ」という回答がいつも上位を占めるのです。そこで、身近なごくありふれた食品の中に書かれている、主として片仮名のものを抜粋したのですけれども、88品目の名前を書き、これが何だか皆さん御存じですかとお尋ねしたのが、多分皆様のお手元にも配られているかと思うのですけれども、その調査結果です。

上手な調査報告書になってなくて申し訳ないのですけれども、これがそのときの結果なのです。先ほどの神山様ではないのですが、いろいろなことを全部御存じで、表示を見て「これはだめ、これはいい」と選べるのでしたら、これは情報だと思うのです。でも、そういうことができない人が大半です。8割以上の方がそこに書かれているものが何を意味しているのか分からないでいらっしゃる。それでもその方が、「添加物、当然本体表示をしてよ」という話なのです。

先ほど、どこかでお話が出ましたけれども、本体表示をすることになった時代は今のようITは何もなかったのです。私たちの先輩が一生懸命考えて、やはりこれは書かなければだめ、これを全部書いてもらったら「ここに書いてあるのだからこれが違う」とメーカーさんに持っていくこともできますし、違うものがあって「こういうものがあったら使ってはいけないのではないか」という持ち込み方ができる。ところが、今はITの時代なのです。そうすると、ITはちょっとまだ無理というお話が何回かあったのですけれども、ITに譲ることができる本当に詳しいことを知ることができるのではないかと思います。そこで初めて選ぶことが可能になると考えます。

表示は安全を担保するものでは決してないと思います。期限表示は多分ある意味の安全を担保するものとして必要だと思います。

あと、アレルギー表示です。アレルゲン^{アレルギー}は、昔はほんの一握りだったのですが今はどん

どん増えて、リンゴから何から入ってしまっているくらいアレルギーが増えています。それが本当に危険であるなら、まだアレルギーのない人、今ないと思っていても出てくる可能性があるもの、アレルギーに対してはこんなものがありますよと書いてもらう。これは必要なことだろうと思います。

AかBかを選ぶときに、書かなければいけない本体表示には何が必要で何が不必要なのか、この会がもっと精査してほしい。それを精査することによって、こんな小さな包装用紙の中に本当に知りたい事柄が大きい字で書かれていれば、これはうちの子供にだめ、これはいいと選べます。それこそが私の選択権を担保してくれることなのではないのかなと思うのです。

今、書かれている一括表示のところもいっぱい書いてくださるがゆえに文字が小さくなってしまっていて、年をとってくれば余計に見えないのです。羅列に過ぎない。見えない、読めないものを書いておいて、「情報をあげている。あなたたちはちゃんと勉強しなければだめではないか」と放り出されているような気が私はします。

そうではなく、食品表示を見ることで、自信を持って選べるようにしていただきたいと思います。

次に、無添加・不使用表現は要らない。でも、そのことのために一生懸命頑張って無添加にしている、不使用にしているメーカーさんも多分いらっしゃるのではないかなと思うのです。その方たちのそういう努力をちゃんとアピールできる。商品に掲載することができるようになれば、そのメーカーさんの売りが「うちはこの使わないようにしているのですよ」、「こういうものは本当に使ってないのですよ」と書いてもらえるスペースができるなら、それは多分本当のことかもしれないと思うのです。それを作ってくださいならいいのではないですか。

それから、何で私どもはIT時代だからITに任せようと言っているのかです。先ほど来、添加物は物質名ですか、それとも用途名ですか、同じ用途名で書かれていても40も50もあります、それを全部使っているかもしれないですというお話がありました。そういうことも、もしネットの中に書いてもらえるならば、うちの増粘多糖類はこれとこれを使っていますときちんと書けるわけです。

そういうたくさんのもので書けないから、小さいところで増粘多糖剤と1つ書いてしまうことが起こっているのではないのかなと、もしかしたらごまかしていることもあるのかもしれませんけれども、私としてはそんな感じがしているのです。

だから、もう一度原点に帰って、表示は選択するための「伝」なのだと、だったら本体表示は何と何にしようか。表示に関することは全部今までのように書いてほしい。書かなければならないと思っています。これは譲れることではないのだろうと思っていますけれども、本体表示に関しては、もう少しきちんと考えて、一から考え直してもらっていいのではないのかなと思います。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして、御質問ありますでしょうか。

有田委員、どうぞ。

○有田委員 犬伏さん、ありがとうございます。

科学的にいろいろ考えて調査をされた結論ということで、確認です。どんどんアレルギーが増えていって、今までは言われてなかったものがアレルギーとして、特に高齢になるにつれて、40歳を過ぎるとアレルギーになる方も増えているという報告もあります。そういうときに、例えば先ほど市川さんがおっしゃっていたように上位3物質ぐらい書けばいいと言う事ですと、それ以降のものが、もしかしたら製造ライン上に書いてないけれども使われているかもしれない。アレルギーを発症した時に、後でどうしてこういうアレルギーが発症したかといったときに追及できないというようなことはないですか。もし、そういう特定の、これだけ書けばいいということになったときの場合の懸念としてどのようにお考えかの確認です。

○犬伏氏 先ほども言いましたが、簡単に省略してしまっているのですけれども、本体表示にするものをこれからしっかりと、ここで英知を集めて何を本体表示するかを考えてくださいと申し上げたのです。アレルギーと言われるものが入っている限りにおいては、本体表示に書くべきでしょう。後で紛糾することのないように。

もしくは、そこにどうしても字数が足りない、書くスペースがないときに、今まで言っているような簡単なものではないアレルギーが含まれていますので、ぜひここを叩いてくださいとネットの番号を書いて、あるいはお店の人にここを出してもらってくださいという表示を入れる。そうしたら、それで分かるのではないですか。

○有田委員 質問の意図とはちょっと違ったのですが、ありがとうございます。

○西島座長 ありがとうございます。

アレルギーにつきましては、ここの検討会と少し外れているような気がしますので、ここで。

○犬伏氏 分かっています。それを入れるか入れないかだけはここなのですね。本体表示に入れてくれるか、くれないかはここで決めるのでしょうか。そうではないのですか。

○西島座長 5人の方々は本当にありがとうございました。皆さん貴重な意見をいただきました。

それでは、次に武石委員から提出していただいた資料について、簡潔に御説明してください。よろしくお願いします。

○武石委員 それでは、資料に基づいて簡単に説明いたします。

1のところは省略いたします。様々な御意見を今聞かせていただきました。

2で書いてございますように、第1回目に中垣委員が指摘されたように、こういったいろいろな意見も大切ですが、やはり消費者ニーズも含めて今回は客観的なエビデンスを題材として集めて考えていくことも重要です。

3 番目に書いてございますが、これは毎回消費者庁さんのほうで綿密なアンケートをやっていたのですが、例えば過去の調査と比較しますと、先ほど事例で出されました、別紙にも付けましたけれども、資料1の①の食品表示一元化の際のアンケートでいうと、食品添加物でいつも参考にしている数値が矢印のところに書いてございますように22.6%です。今回の検討会に出されたアンケートでは同じような質問が19.8%と、そうは少なくないのですが、比較的減ってきている傾向にあると思います。ほかの表示項目の価格とか消費期限と比べると、水準としてはかなり低い数字にあるのかなという感じでございます。

4 番で書いてございますのが、このアンケート調査は非常に貴重な資料なのですが、質問の仕方によっても数値が大きく変わりますし、また、消費者として理想的な回答をしがちになるというバイアスがかかる。そこら辺は今回、消費科学センターの調査部の2016年3月5日の資料の挟み込みの矢坂先生の1枚紙にも後で御覧いただければ同じような趣旨が書いてあると思います。実際の購買活動に当たっては行動経済学的にもメンタルアカウンント等様々なバイアスがかかるため、アンケート結果と実際の購買の際の判断基準は異なっている懸念が大きいのではないかと考えております。

次の5で書いてございますが、こうした消費者行動の特性については、最近、消費者庁さん自身が調査研究に取り組まれていること、これも別紙資料で項目を付けております。

一方、ノーベル経済学賞を受賞したリチャード・セイラーに代表される行動経済学の理論が進化している。あわせてこの行動経済学を活用して、欧米の施策に活用されているナッジ政策が広がっていることから、こういった消費者行動の特性といったものを考えた施策がこれから必要になってくる。

こういった同じような視点で、実は食品表示部会の第45回、第53回、第54回で、そこに書いてございますように樋口部会長代理ないし宗林委員も同じように発言されております。特に樋口部会長代理は、前回同じように行動経済学の視点で調査を工夫してはどうかといったような発言もされました。

具体的にはということで、6 番の最後に書いてございますが、例えばスーパー等での出口調査といったように、実際に買った後にどういった基準で選択したのかという聞き方をすると、一番消費者ニーズが把握しやすい調査の1つではないかと考えております。そこまでなかなか消費者行動に即したデータではないのですが、先ほど生協さんも結果を示されましたように、お客様相談が、実は実際に問合せまでするといった意味では、消費者ニーズを反映しているデータと考えられます。

これにつきましても資料で付けさせていただきましたが、私どもの調査結果によりますと、資料3になりますが、同じく食品表示一元化の際のお客様相談と今回会員企業に大手企業のお客様相談の内容を確認しましたところ、食品添加物に関するお問合せの水準は0.4%ないし、最近でも0.8%で、大体生協さんが先ほど発表されました水準と近いものかなと、実はこの食品添加物に関する表示についての消費者の判断の際の基準という意味で

は、あまり見られていない表示ではないかなと考えられます。

いずれにしろ、今回消費者ニーズの把握はデータでの検証がやはりアンケート調査だけではなくて、一方で検証するために必要ではないかということ、今回9番のほうで提案させていただいております。

もう一点だけ、今回、消費者の方々の御意見の中に添加物の表示が安全性の表示なのか、あるいは消費者の選択のための表示なのかといったことについて、意見が分かれているわけですが、これは1回目の検討会で私も消費者の選択に関わる表示ではないかと確認させていただきたいという話をしたのですが、事務局の方でこちら辺について何か考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、最後に全体的な質問に移りたいと思います。大体10分ぐらいを目安にしたいと思うのですが、ヒアリングの内容だけではなくて、各委員が提出してくださった資料についての質問でも構いません。何かありましたら挙手を願います。

○有田委員 日本生協連の二村さんに質問です。

表示方法変更でそれほど混乱はなかったと、いろいろなところで勉強会をして、理解してもらった上でというのもあると思うのですが、本来的には盲目的に、生協の商品であれば裏を見なくても何だか安全・安心だと思っている人がいるので、逆に表示をあまり見ない可能性もあるのではないかと思います。それについて調査していないので答えられませんという回答なのかと思うのですが、そういうことも考えられるのではないかと思います。思いながらお話を伺っておりましたので、ちょっと感想みたいなもので済みません。

○二村氏 学習会もやりましたけれども、学習会に来られる方はやはり人数も限られていますし、実際に商品を利用いただいている人数に対してはとても少ない数なので、全体を見たときにどうだったのかは、ある意味本当に分からないとしか言いようがないと思います。生協の商品だからと御信頼いただくのは嬉しいことではありますけれども、消費者の活動としては、やはり表示を見て選びましょう、使いましょうということをずっと言っている、そこは大切にしたいと思います。

○西島座長 よろしいですか。

○有田委員 そうですね。私も、いつも生協だからと言って表示も見ないで信用するのは間違っているという話をしておりました。

今後、議論に採り上げられる内容かなと思ったのですが、市川さんに質問として振った内容で乳化剤のことが出てきました。今後のいろいろなヒアリングの中で出てくるかもしれないので、本日の議論ではなくてもいいのです。けれども、先ほど二村さんや犬伏さんからもあったように、事業者が努力をして、今まで過去の消費者運動、消費者問題でこれは減らすべきだといったものを、事業者が減らす努力をしていて、それが強調表示に表された場合まで間違っているというのは、私は違っていると考えています。本当に間違っているのかどうかも議論した方がいいと思っていますので、この検討会で議論になるかもし

れませんけれども、意見として述べておきます。

○西島座長 よろしいですか。では、向こう側から順番に。

○大熊委員 いろいろお話を聞いて思うことなのですけれども、やはり議論を今後していく中で、まずオーソライズしておくことがあると思います。つまり過去5～6年の中で食品表示法が変わったこと、そして表示法の中で一番起点に捉えられているのが、安全性の確保と商品選択の問題という基本があって、新しい食品表示基準ができています。その新しい表示基準の中身では、何が一番主体的に捉えられているのか、つまり安全性に関わる部分です。

このことに関して今、全ての事業者、小売業者、来年の4月1日の本施行に向けての切り替えに関して、相当のエネルギーを使っています。まず皆さんでこの表示基準の流れがどう変遷があって、新しい食品表示基準がどういう視点に今なっているのか、このところを一度簡単におさらいして、この添加物の表示の問題に入っていければ、より皆さんの考えが同じ方向に向かえるのではないかなと思います。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 生活クラブ事業連合さんに御質問させていただきたいと思います。

生活クラブさんも生協ということですが、御自分たちの理念の下で使える添加物を85品目に絞って、使ったものは全て物質名できちんと表示をされているとの説明でした。その上で意見として、物質名表示をすることが食品添加物に関する消費者の理解を進めることだと書かれていますが、包材に書かれている添加物の物質名を、例えば生活クラブの食材を御利用されている皆さんは、それを見て、この添加物が何であるのか、そして、何のために使われているのかを全て理解されているのかどうなのか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

○西島座長 よろしいですか。

○藤田氏 御質問ありがとうございます。理解しているということが、どこまでのレベルなのか、ちょっと分かりかねますし、私も40万人いる組合員全員に聞いたことがあるわけがないので分からないのですけれども、85品目についてはホームページ等で一覧にして、こういうものはこういう用途で使っていますということは載せていますので、知りたい方はそこから見てもらっているかなと思います。

あと、生産者との交流会ですとか、生産者の見学会ですとか、学習会をかなりやっていますので、そういうところで理解は進んでいるのかなと思っています。

当生協は店舗が少なく、カタログを見て買う場面が多いので、そのところで組合員からの要望で、商品名だけでは何だか分からないので、カタログのほうに原材料を全て表示してほしいという意見を受けまして、すごく細かくて見にくいという意見もあるのですけれども、カタログに添加物含めて原材料は全て表示するように今は変えています。アレ

ルギーの方も多いので、その中から自分の必要に応じて選択をする姿勢にしています。

○浦郷委員 ありがとうございます。

○西島座長 よろしいですか。

上田委員、お願いします。

○上田委員 質問の前に、先ほどアレルギーの話が出ましたのでコメントします。食品添加物については、アレルゲンだとされればアレルギー表示の基準に従って必ず表示されております。

市川先生に質問です。学校教育での普及啓発が不足しているのではないかという御指摘がありました。本日御紹介して頂いた方々も大体共通するようなことをおっしゃっていたのですが、ただ、意味することにはいろいろ違いがあるようです。

1つ目は、食品添加物の安全性が確保されていること、あるいは国により使用が認められたものしか使われていないことについての教育。2つ目には、食品添加物の使用目的などの食品加工についての教育、すなわち食品添加物は何のために使われているか、私たちの食べているものはどういうものなのか、どう製造されているのかというような教育。最近ですと食品ロスとの関係もあるでしょう。3つ目としては、食品添加物を避けるために教育すべきだというようなニュアンスの話もあったかと思います。これらの観点で言うと、市川先生はどのような教育が一番重要と考えていらっしゃいますか。

○市川氏 御質問ありがとうございます。

食品添加物に関しては、安全性を伝えることとか、有用性であるとか、これから日本人の高齢社会に向けて、いろいろな食品について添加物の登場場面がふえることが既に現実のものになっておりますので、現実の食の現場を踏まえた教育が必要だと思っております。

○上田委員 どうもありがとうございます。

○西島座長 ありがとうございます。

坂田委員、どうぞ。

○坂田委員 同じく食のコミュニケーション円卓会議の方にお伺いしたいのですが、最後のまとめのところで食品添加物表示をどう見直すか、非常に有意義な視点でいろいろ挙げていただいています。その中で表示の省略（栄養強化）は再考が必要とあり、これは私も実は賛同しておりまして、必要性を感じているところなのですが、このまとめを見渡しましたところ、物質名は用途名にするとか、全ての記載から上位3位までとか、文字を減らす方向での御提案だと思いますが、その中で栄養強化の添加物の表示については位置づけというようなものを、どのようにお考えでしょうか。

○市川氏 御質問ありがとうございます。

これは先ほどの説明のところでも述べたのですが、積極的に添加しているものについては、栄養強化という意味において添加されているので、それは表示してほしい。今まで表示されてこなかったところをこの検討会でもう一回きちんと議論をしてほしいという意味で出しております。

○坂田委員 それは栄養強化が目的であるので、添加しているのなら表示してほしいということですか。

○市川氏 意図的に添加をしているという意味において、今まで表示をしてこなかったところが問題なのではないかなと思っているわけなのです。私が他のところで述べている例えば上位3位までで4位がその他でまとめてもよいのではないかというのは、それは例えばの例示であって、食品添加物を全て表示するという大原則のところを30年たった超高齢社会を見据えて、1回皆さんで考えていただいてもよいのではないかなという、私の個人的な提案のところですよ。

○坂田委員 分かりました。ありがとうございます。

○西島座長 ありがとうございます。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 藤田さんに御質問なのですが、資料の中で、国で認められたものが、全て安全性が評価されたこととイコールではないということがあって、食品添加物に対して漠然とした不安がある。なので、できるだけ物質名で表示をというような意見だと思います。

ここの右側のウェブサイトの啓発ツールで、ブックレットですとか絵本、また、要注意食品添加物のリストなどを見せていただくと、一方で安全性がきちんと評価された指定添加物のものでも、例えばいろいろところで発がん性リスクが指摘されているとあります。亜硝酸ナトリウムだとか、TBZは催奇形性というような書き方で、安全性が評価されたものに対してもこういう点で安全性がきちんと確認できていないと。安全性に関してブックレットを見ると、指定されているか否かではなくて、評価されているか否かではなくて、ものによってこれというようにリスク評価されたものでも否定されているように見えます。

これに関しては、国が安全性をきちんと評価されているものに対して、こういうもので発がんがあるということでリーフレットを作られているわけですが、そこでの不信感というのが結局表示への要望につながっている。今回は表示の話なのですが、安全性のそのようなツールですとか、どのように根拠を調べられたりしているのか。その点を教えていただければと思います。

○藤田氏 今の御質問については、私がここで今説明をすると多分誤解が生まれるようなことになりかねませんので、書面で回答させていただきたいと思います。

○森田委員 よろしくお願ひします。

1点だけ、ここは確実に間違っているのではないかと思いますのですが、安全性が評価されたものが後に使用禁止になったという事例で、既存添加物のアカネ色素がありますけれども、アカネ色素は安全性が評価された後で使用禁止になった事例でしょうか。ここは厚生労働省に確認をお願いします。

○西島座長 中垣委員、どうぞ。

○中垣委員 昔の話で記憶が定かではないのですが、安全性見直しのために試験を

毎年定期的にやっていたところでした、その中で毒性が見つかったという形で、たしか取消に至ったのだらうと記憶しております。それを安全性が評価された後でというのか、安全性評価をやる過程でというのか、文学的な話になっていくのだらうと思います。

○佐藤委員 アカネ色素について、私の記憶なので、定かではないのですが、当初の90日間の反復投与試験などでは問題はないということだったと思います。ただ、変異原性があって、原因物質を精製していた記憶があります。高濃度で発がん性が出たということで禁止されましたが、それほど強い毒性ではなかったと思うのです。

既存添加物は、先ほど純度の低い精製されたもので試験をしていないとおっしゃっていたのですけれども、そもそも既存添加物自体が純度の低いというよりは、いろいろなものが混ざったものです。なお、アカネ色素はほとんど食品に使われていなかったし、使ったとしても直接被害的にはならないだらうというレベルの濃度しか、確か入っていなかったと思うのです。

○森田委員 そういう点がなかなか伝わっていないと思うのです。アカネ色素のような事例で、やはり添加物が危ないではないかというような書きぶりが週刊誌ですとかいろいろなところでされています。やはり取消に至ったそういったいろいろなプロセスとかも学者の先生方とか、厚生労働省とかがきちんと説明をしていただかないと、いつまで経っても流布されたものが週刊誌で出てくるのではないかなと懸念したので、ちょっとその点を御説明願った次第です。

○西島座長 おっしゃるとおりです。実はその委員会に出席していました。個人的意見を議事録に残すことになるので嫌なのですけれども、当時の委員会での厚生労働省からの書類を見ると、これは1000年経ってもこれで発がんする人は1人もいないだらうと思いました。委員会の他の委員も恐らくそう思ったと思いますが、発がん性が疑わしいのが出たのに添加物としてそのままにしておく、他の添加物が全部疑われるのではないかというような気持ちが強かったです。

それが正直なところなのですけれども、取りようによって、週刊誌などでは既存添加物も発がん性があったではないかと非常に曲がった言い方をされてしまいます。その点が厚生労働省など発表の仕方は難しいと思います。正確に発表するとねじ曲げて大騒ぎし出す。

○中垣委員 座長の発言にどうのこうの言う気は全くございません。また、先ほど武石委員の要望に対して、厚生労働省の担当の方が的確に反応されてびっくりしておったところでございます。ただ、会の主旨から申し上げますと、この会は表示について議論をする場であるということ。もちろん関連で食品添加物の安全の議論はあるのだらうと思いますけれども、ここの場に毒性の専門家が1人もいないわけで、そういう意味から申し上げますと、あくまで関連についての、あるいは基礎的な点についての意見交換をしているのであって、会の主旨としては表示についての議論という整理になるのかなと考えた次第でございます。

○西島座長 座長として言い過ぎましたが、全くそのとおりですので、次は気をつけながら進行したいと思います。

ちょうど時間になりました。どうしても質問しないと帰れないという委員はいないようですので、本日はそろそろ終わりにしたいと思います。

本日のヒアリングで具体的論点を設定する際の参考になるような意見もいただくことができました。委員の皆様には消費者意向調査の結果とともに、このヒアリングの結果も参考に今後御議論をいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

特にヒアリングに御協力いただきました5名の方々には本当にありがとうございました。感謝を申し上げます。

(拍手起こる)

○西島座長 それでは、次回の日程について、事務局からお願いしたいと思います。

○食品表示企画課課長補佐 次回の日程の前に、本日はマイクの不具合等で進行に大変不備があって、申し訳ございませんでした。最後におわびを申し上げます。

次回の日程につきましては、第3回目は6月27日の午前10時から、会場は同じ場所の408会議室で行います。

○西島座長 次回は事業者の方からのヒアリングを行います。ヒアリングを行う事業者につきましては、後日改めて事務局から御連絡させていただきたいと思います。

それでは、以上で本日の議事は終了したいと思いますので、第2回検討会を閉会させていただきます。ありがとうございました。